

令和 7 年度 教育委員会の重点事項についての意見申出書

令和 6 年 11 月 15 日

多摩市教育委員会

令和7年度多摩市教育委員会重点事項について

令和7年度の教育委員会重点事項について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、多摩市教育委員会の意見を申し上げます。

【はじめに】

多摩市教育委員会では、未来の多摩市のまちづくりを担う子どもたちを育成し、持続可能な社会を実現していくことが重要な課題と考えています。多摩市教育委員会の教育目標である「子どもたちの生きる力の育成」「学校・家庭・地域の連携・協働の拡充」「豊かな地域づくりに向けた学びの支援」を着実に遂行するとともに、すべての子どもたちが様々な状況の中でも、いきいきと学べる環境を整備することは、教育委員会の責務であると考えています。

令和7年度は、「第六次多摩市総合計画」の3年目に入り、分野横断的に取り組むべき3つの重点テーマである「環境との共生」、「健幸まちづくり」、「活力・にぎわいの創出」の着実な推進と、各目指すまちの姿の実現に向けて、各施策を取り巻く状況変化を見極めて、しっかりと対応していかなければならないと思っております。

教育委員会においては、現在策定を進めている「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）」の最初の年度であり、現プランの達成状況を振り返りながら、教育目標の達成を目指すとともに、これらの喫緊の課題を踏まえた教育施策を展開し、多摩市の教育を推進していく方針です。

そのために、令和7年度の教育委員会においては、以下の施策を重視して取り組んで参りたいと考えています。

- (1) 市内小学校の環境整備について
- (2) 国登録有形文化財の今後の方向性について
- (3) 社会教育と家庭教育の推進について
- (4) 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設（増設）について
- (5) 学校給食センターの建て替えについて
- (6) 特別支援教育の推進について
- (7) 不登校児童・生徒への支援や学びの多様化学校の設置について
- (8) 教員の働き方改革と部活動の地域移行（連携）について

これらの各施策について、以下のとおり意見を述べます。

(1) 市内小学校の環境整備について

異常気象ともいえる酷暑の影響を受け、令和3年度までに全ての中学校体育館へエアコンを配備しましたが、小学校体育館は、夏季の使用頻度が低い等の理由から、スポットクーラーを配置しました。しかしながら、近年は地球沸騰化と言われるほど猛暑日が続いており、小学校では体育館が利用できず授業が計画通りに実施できることもある等、学習環境に影響を及ぼしています。

今年の猛暑に象徴される夏場の自然環境を早期に改善することは、残念ながら難しいと考えざるを得ない状況を踏まえると、夏場における児童・生徒の学習環境等を整える対策は必要不可欠です。そのため、冷暖房効率を向上させ、環境負荷を軽減する断熱化・遮熱化対策を行いながら小学校体育館へエアコンを設置し、地球環境に配慮した学習環境の整備を目指していきたいと考えています。

次に、令和5年度に多摩第三小学校建替え基本構想をまとめましたが、地域懇談会を通じて学校敷地拡張への強い要望があったことから、当初の計画を見直し、隣接地権者と交渉を行っています。

拡張検討用地には、営業を行っている店舗等が多数存在し、用地買収に加え、建物等の移転や、その他関連する費用の補償も行わなければなりません。市として敷地拡張と同時に移転補償を行った事例が少ないとことから、土地所有者の不利益にならないよう慎重に事業を進めるとともに、複数存在する所有者に対し市の意向を慎重に伝え、理解を得ることを始めています。



現在の多摩第三小学校

多摩第三小学校の建替え事業は、学習内容や方法の変化、社会状況の変化などへの対応、地域の防災拠点としての役割など、学校施設としての機能向上や、環境に配慮したZEB化を検討しなければならないと考えています。そのような現状の中で、物価高騰による建設費高騰を踏まえ支出を最小限に抑え、国・都からの補助金の確保等新たな財源確保が必要であり、財政負担の軽減化や平準化も併せて検討しなければならないと考えています。

(2) 国登録有形文化財の今後の方向性について

教育委員会では2ヶ年で予定している国登録有形文化財の保存活用計画策定に向けて、令和6年度に引き続き令和7年度も取り組みを着実に進めていきます。

鶴牧西公園内の国登録有形文化財「川井家住宅主屋」「旧川井家住宅土蔵」のある一帯は、多摩ニュータウン開発による急激な都市化の中で失われた「多摩の原風景」が残る数少ない場所です。隣接するシダレザクラは昭和48年5月に市指定天然記念物として指定され、平成23年4月に土蔵、令和5年11月に主屋が市に寄附されました。

この「多摩の原風景」を適切に保存し次世代に継承するとともに、国登録有形文化財の保存活用を図ることを目的として、令和6年度～7年度の2ヶ年で国庫補助金・都補助金を活用しながら「国登録有形文化財保存活用計画」の策定を進めています。

令和7年度は、庁内関係課長職で構成する「多摩市国登録有形文化財保存活用計画策定委員会」、有識者等で構成する「多摩市国登録有形文化財保存活用計画有識者会議」による検討を進め、保存活用計画（原案）の決定及びパブリックコメントの実施を経て令和7年度中に保存活用計画を策定します。

市として国登録有形文化財の活用に向けて、保存活用計画の策定と並行し、民間事業者等へのサウンディング調査を実施し、様々な意見やアイデアを集約しながら、貴重な国登録有形文化財の活用を図り、適切に保存し次世代に継承する施設となるよう検討していきます。



国登録有形文化財「川井家住宅主屋」

（3）社会教育と家庭教育の推進について

教育委員会では、学びあい育ちあい推進審議会を年6回開催し、社会教育と家庭教育の連携の核となる公民館や図書館を中心に社会教育と家庭教育を担う各部門が情報を共有するとともに、審議会からの意見や提案等を活かしながら事業を展開しています。

公民館では、「つどう・まなぶ・つながる」という基本的機能を活かしてさまざまな講座を開催し、市民団体等による施設利用を通じて社会教育の推進を図り市民の学びを支えています。また、地域の人材や関係機関との連携に取り組むとともに、子どもたちを含む多世代交流等の体験型講座をとおして家庭教育の充実を図っています。

市民活動が多様化する中、それぞれの地域が抱える課題を地域で解決するためには地域力の向上が必要であり、実現のためには市民一人ひとりが学習と実践を通じてつながり、地域課題を共有し学びあい、実践につなげていくことが求められています。しかしながら、市民活動団体の構成員の高齢化や新型コロナウィルス感染症の影響による担い手不足が深刻化しており、これらの解決に向けて、公民館では、新たな手法や工夫を模索しながら、学習機会や活動場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動の支援や地域の相互交流を促していくとともに、市内の各社会教育施設や関係機関、近隣自治体との連携事業やアウトリーチ事業を拡充して、広く社会教育事業を展開していく中で新たな担い手の発掘にも取り組んでいきます。



公民館主催 夏休み体験型講座の様子

また、地域全体で家庭教育を支えることが求められている中、家庭教育に関する講座で知識を得るとともに仲間づくりができるような場の提供、保護者と学校等が連携して企画実施する家庭教育に関する講座の開催支援など、地域で課題を共有しながら子どもへの理解を図る学習機会を設けることで、地域の教育力の向上を目指します。

令和5年度に多摩市公民館は50周年を迎えました。今後も市民のニーズをとらえた講座の実施、地域との連携強化、若年層の利用促進、地域人材の活用や育成など、多様な役割を担い、地域の拠点として付加価値を高めていくため、既存の取り組みに加え、時代にニーズに応じた新規事業や施設改修も検討していきます。

図書館では、多様な資料や情報を収集・提供し、探したい情報にたどり着けるようレンズサービス等の充実を図ることで市民の「知る」を支援し、社会教育を推進しています。特に子どもの読書活動は家庭教育の支援にもつながるよう、引き続き学校等と連携し、就学前の早い段階から本や読書に親しめる取り組みを進めています。

中央図書館は開館以降、多くの方が利用していますが、ゆったり本を読むことや学習をすることができるスペースの不足など、新たな課題も出てきており、来館者が利用時間に合わせ座席を予約できるシステムの導入など、限りある資源を効率的に活用する取り組みが求められています。

デジタル化社会への対応や誰もが情報にアクセスしやすい環境整備を進めるため、多摩市の郷土資料などを電子化したデジタルアーカイブや電子図書館について、アクセスしやすいコンテンツを増やし、社会教育・家庭教育活動の支援を進めることも必要です。

これからの図書館は、様々な課題を解決しながら、さらに市民の「知る」を支援していくことが求められています。

（4）自閉症・情緒障害特別支援学級の新設（増設）について

特別支援学級とは、小学校、中学校において障がいのある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために設置される学級で、多摩市では知的障害と自閉症・情緒障害の2種を設置しており、これらの特別支援学級は、児童・生徒の人数が8人で1学級を編制します。

特別支援学級については、第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づき、対象となる児童が適切な学級規模かつ、できるだけ居住地から近い学校に通うことができるよう整備を進めてきました。令和6年度現在、小学校7校（知的障害3校、自閉症・情緒障害4校）と中学校5校（知的障害3校、自閉症・情緒障害2校）に特別支援学級が設置されています。

しかしながら、近年の特別支援教育に対するニーズは高まり、中学校の特別支援学級への入級希望者は増加が続いています。中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級は、市域を



中学校特別支援学級での授業の様子

南北で分けるように通学区域を設定し、既存地区は多摩中学校、ニュータウン地区は青陵中学校の2校に設置していますが、既存地区の生徒を中心に受け入れている多摩中学校では、令和元年度には13名だった在籍者数が令和6年度には52名と急激に増加しており、現在の施設では受け入れが困難な状況になりつつあります。

そこで、教育委員会では、入級希望が増え続ける特別支援学級へのニーズに対応するため、令和8年度に中学校1校に、自立や社会参加を見据えた指導を提供できる自閉症・情緒障害特別支援学級を開設し、多摩中学校、青陵中学校も含めた3校体制で希望する生徒を受入れ、各校の在籍生徒数を平準化していきます。

（5）学校給食センターの建て替えについて

教育委員会では、栄養バランスのとれた学校給食を生きた教材として活用する「食育の取り組み」を推進しており、同時に、安全安心な学校給食を提供するため、国が定めた「学校給食衛生管理基準」に照らして日常業務の衛生管理と食の安全確保に努めています。これらに向け、引き続き学校給食センターへの役割と期待は大きいものと考えています。

平成18・19年度に実施した学校給食センターの大規模改修は、今後20年程度の使用を想定したものであり、施設の更新時期が近付いています。また、ここ数年の間に設備・機器の消耗等による故障・交換・修繕が増え、対応経費が増えています。このままでは学校給食が提供できなくなるおそれがあるため、早急に建て替えを進めなくてはなりません。

学校給食センターの建て替えについては、令和6年度と7年度の2ヵ年をかけて「学校給食センター建替基本計画策定支援等業務委託」により基本計画の策定に取り組んでいるところです。現在、いくつかの建設予定地を比較分析し、令和6年度内に新学校給食センターの建設場所について府内合意が得られるよう、内部調整を進めています。

現時点においては、諸条件等から永山調理所の敷地を建設の第一候補地と考えていますが、敷地内に斜面地を抱えており、建築可能な面積は狭小です。この場所では、工事に伴い学校給食を止める可能性が生じることから、代替給食の確保等の問題を解決しなくてはなりません。一方、他の場所で建て替える場合は、都市計画等により建築不可の土地が多く、周辺住民への説明と合意のもと都市計画変更等の手続きが必要不可欠となり、多くの時間を要します。

学校給食センターの建て替えによって学校給食への影響が可能な限り小さくなるよう計画します。新しい学校給食センターでは進化した衛生管理設備のもとでさらなる美味しさを追求し、先述の食物アレルギー対応のほか、SDGsにつながる食品ロス削減を目指すとともに、食への理解が深められ、臭い対策をはじめとした周辺住環境に配慮した取り組みを目指していきます。



永山調理所

(6) 特別支援教育の推進について

令和2年12月に策定された第二次多摩市特別支援教育推進計画では、4つの方向性「校内支援力の向上」「教員の専門性の向上」「連携の強化」「環境整備」を定め、特別支援教育の推進に向けて具体的な取り組みを行ってきました。

今年度で、第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づく取り組みが4年を経過します。

令和4年度末に、各学校の取り組み内容のアンケートを行い、その内容を踏まえて令和5年度多摩市特別支援教育推進委員会において中間見直しとして、各事業の取り組みの進捗状況の確認を行いました。令和6年度以降は、未実施の取り組み項目について検証及び見直しを行い、推進していきます。また次期特別支援教育推進計画については、令和7年度策定、令和8年度施行を目指し令和6年度から有識者会議にて検討を始めています。現在特別支援教育を利用している児童・生徒の保護者を対象にアンケート調査の実施や多摩市で特別支援教育を利用した高校生によるグループディスカッションを行い、実態把握をしました。

文部科学省「特別支援教育の充実について」では、直近10年間で義務教育段階の児童・生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童・生徒数は倍増していると示されています。多摩市においても同様に、特別支援教育の利用を希望する児童・生徒数及び就学相談・転学相談等の申込件数は増加傾向にあります。あわせて、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援の実現が求められています。

特別支援教育の推進に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、個々の教育的ニーズに応える多様な学びの場の提供やユニバーサルデザインの考え方を生かした学級経営、合理的配慮の提供を推し進めるとともに、児童・生徒・保護者・教職員への理解・啓発も行います。

また、第三次多摩市特別支援教育推進計画においては、行ってきた実態把握の分析結果をもとに、児童・生徒・保護者の声を反映させた計画策定を進めます。



特別支援教育にかかる高校生グループディスカッションの様子

(7) 不登校児童・生徒への支援や学びの多様化学校の設置について

教育委員会では、不登校の子どもが抱える不安と悩みの解消に向け、令和2年度に策定した市の「不登校総合対策」に基づき、個々の児童・生徒に寄り添いつつ、未然防止、早期支援、長期化への対応を行っています。また、令和5年3月に文部科学省が策定した「COCOLO プラン」を踏まえ、安心できる居場所、多様な学びの場づくりを進めています。

具体的には、社会的自立に向けた支援の充実として、教育センターのゆうかり教室において星槎国際高等学校の専門的な手法による集団活動の実施を取り入れています。また、人的措置の拡充として、学校と家庭、関係機関の連携をより充実するために、令和5年度から教育センターにスクールソーシャルワーカーを2名から4名に増員配置するとともに、令和6年度から東京都の事業を利用し、市内学校に不登校対応巡回教員及び校内別室指導支援員（チャレンジサポーター）を配置しています。

さらに、多様な学びの場や居場所の確保の観点では、東京都教育委員会が構築した仮想空間での不登校支援「多摩市フレキシスクール Online」を令和5年10月より開始しています。また、令和6年4月には、東愛宕中学校内にチャレンジクラス「あたご Space」を開設し、ゆとりある生活時程の中で生活リズムを整えながら、教員やチャレンジサポーターの指導のもと、安心して学校生活を送ることができるよう環境づくりを行いました。な

お、各学校においては「COCOLO プラン」を踏まえ、実態に応じた校内別室の運営を行っています。

一方、「あたご Space」から得られた子どもの状況から、一人ひとりに寄り添った更なる支援が必要であると考え、市内に2施設目となる「学びの多様化学校」の設置を積極的に検討していきます。施設規模は、あたご Space と同程度の「分教室」を想定し、既存の公共施設を活用し、小規模な改修で速やかな開設を目指すとともに、財政的負担の軽減も検討します。また、施設位置については、ニュータウンエリアもカバーできる場所を検討します。



「あたご Space」の様子

（8）教員の働き方改革と部活動の地域移行（連携）について

これまで、教員一人ひとりの心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境の整備を目的として、「多摩市立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、小学校水泳指導外部委託の全面実施や、職員会議の時間の短縮、長期休業期間中の完全閉庁日及び定時退勤日の設定、時間外在校等時間が月80時間を超える教員に対する面談等に取り組んできました。特に令和6年度からは、市内の小学校において、教員の負担軽減や授業の質の向上等を目的とし、特定学年を対象に担任の業務を補佐するエデュケーション・アシスタントの配置に努めるとともに、市内全校に留守番電話の設置や各校1台の携帯電話の配備、市内小学校2校で中学校理科教員を配置



部活動指導員による指導の様子

することによる第5、6学年の教科担任制に取り組みました。

また、中学校部活動の地域連携・地域移行については、学校における部活動がこれまで生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会として確保されてきたとともに、生徒の主体的な参加を通じ、達成感の獲得や連帯感の涵養に資するものであったことを踏まえ、地域移行においても、生徒が地域でスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築していく観点を大切にしていくことが必要であると市教育委員会では考えています。他方、学校の働き方改革は喫緊の課題であり、中央教育審議会や公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（いわゆる給特法）改正の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」との答申や指摘がされており、スポーツ庁・文化庁のガイドラインにおいても、休日を含めた部活動の指導や大会への引率等、働き方改革を踏まえた部活動改革が示されています。これらを踏まえ、本市においては令和6年6月から、学識経験者、地域のスポーツ・文化団体関係者、市内全中学校長、保護者、部活動指導員を委員とする協議会を開催し、令和7年度までの改革推進期間における推進計画を作成するとともに、多摩市の実態を踏まえたガイドラインの策定に向けて、検討を進めてきました。

学校、働き方改革を取り巻く状況としては、教員採用選考における小学校全科の倍率が依然として1倍強の状況です。全都的に、教員の精神疾患による休職や、教員の離職率の増加傾向も喫緊の課題です。さらに、いじめ・不登校、グローバル化、特別な支援が必要な児童・生徒への支援や指導等、複雑・多様化する課題に対し、組織的な対応が求められています。

部活動の地域連携・地域移行を含め、教員が心身ともに健康で、教員としてのやりがいをもちながら働く環境づくりを一層進めるため、引き続き小学校における教科担任制の推進や、部活動の地域連携・地域移行の段階的な導入に取り組んでまいります。

【むすびに】

多摩市教育委員会には、未来を担う子どもたちが想定を超えるような社会環境の変化をも前向きに受け止め、主体的・創造的に生き抜いていく力を持ち、持続可能な社会を構築できる大人になるための教育を行う責務があります。また、大人が学び続けることにより豊かな地域づくりの実現につながるよう多摩市の教育の振興を進めています。学びの支援に際しては市民の生命と安全を最優先に取り組むとともに、学びの場と機会の充実に際しては SDGs の達成に向け「誰ひとり取り残さない」教育活動に取り組んでいます。さらに、令和4年度から全校でコミュニティ・スクールを導入し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現に向けた地域学校協働活動を継続的に進めています。

本市の財政状況は、大手企業の設備投資や幅広い業種で賃上げが実施された影響等により市税は約9.8億円増額したものの、人口減少や高齢化の進行等により一人当たり納税額の減少が想定されるほか、ふるさと納税の利用者の増加に伴い、税収の他自治体への流出額が増加するなど、先行きを厳しく見据える必要があります。今後も想定される物価高騰や人件費の増加、引き続き増加する社会保障関係経費、数年後に更新時期を迎える複数の大型の公共施設の老朽化など、財政負担の増大が見込まれるため、更新に向けて財政的に力を蓄える時期であります。施設改修を前倒し実施することで事前に財政負担等の軽減を図るなどの備えをしていくことが重要となります。

教育委員会としても持続可能な多摩市を将来世代に引き継いでいくため、事務事業等の見直しを行うとともに、「新たな生活様式」を踏まえた教育施策を進めていかねばならないと認識しております。教育課題を的確に捉え教育環境や教育条件を改善し、教育の振興を進め、子どもたちの「生きる力」を育むこと、さらには、豊かな地域づくりに向け、家庭や地域の大人たちの気づきや学びを支えることをとおして、多摩市が目指すまちの姿のひとつである「子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち」及び「地域で学び合い、活動し、交流しているまち」の実現に努めなければなりません。

子どもたちの未来と豊かな地域社会の創造に向けて、多摩市の教育環境や教育活動を更に向上できるよう、必要な措置が講じられ、多摩市教育委員会と一体となって教育行政を進めていただくことを切に要望いたします。

現在の情勢を踏まえながら、今年度策定中であり来年度から実施予定の計画である「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）」や「第六次多摩市総合計画」の実行に滞りのないよう、知恵を出し合い、教育行政を推進します。引き続きご理解とご尽力を賜りますようお願い申し上げ、多摩市教育委員会の意見とさせていただきます。

令和6年11月15日

多摩市教育委員会